

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和3年度当初予算（案）の協議について

(別紙)

施設規模	補助者	補助対象施設	スプリンクラー設備等整備		水害対策強化事業		耐震化整備		大規模修繕等		非常用自家発電設備整備		給水設備整備		ブロック塀等改修整備		介護施設等の防災設備の設置事業			
			既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分）		高齢者施設等の水害対策強化事業		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化分）		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（大規模修繕等分）		高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業		高齢者施設等の給水設備整備事業		高齢者施設等の安全対策強化事業		高齢者施設等における防災設備の設置に係る経費支援事業	
			補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額
			補助上限：9,710円/㎡（※1） 補助下限：なし	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：なし 補助下限：総事業費80万円/施設		補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設（ただし、非常用自家発電設備整備はなし）		補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、燃料タンクを除く）	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	補助率：定額	
定員300人以上の 大規模施設等	都道府県 （指定都市・ 中核市 を含む）	① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※2）	—	—	○	—	—	—	○（特養に限る）	○（特養に限る）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		② 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	○	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		③ 介護老人保健施設	—	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		④ 介護医療院	—	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		⑤ 養護老人ホーム	—	—	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		⑥ 有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑦ 通所介護事業所（※3）	△（※4）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑧ ①以外の老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑨ 老人福祉センター（特A型・A型・B型）（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑩ 老人福祉施設付設作業所（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑪ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		⑫ 在宅複合型施設（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		地域定員29人以下の 小規模施設等	市区町村 （指定都市・ 中核市 を含む）	⑬ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※2）	—	○（1,540万円）（特養に限る）	—	—	○（1,540万円）（特養に限る）	—	○（1,540万円）	—	○（特養に限る）	○（特養に限る）	○	○	○	○	○	○
⑭ 小規模ケアハウス	○			○（1,540万円）	—	—	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
⑮ 都市型軽費老人ホーム	○			○（773万円）	—	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
⑯ 小規模介護老人保健施設	—			○（1,540万円）	—	—	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
⑰ 小規模介護医療院	—			○（1,540万円）	—	—	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
⑱ 小規模養護老人ホーム	—			○（773万円）	—	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
⑲ 小規模有料老人ホーム	○			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
⑳ 地域密着型通所介護事業所（※3）	△（※5）			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
㉑ 認知症対応型通所介護事業所	△（※5）			○（773万円）	—	—	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
㉒ ⑬以外の小規模老人短期入所施設	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
㉓ 認知症高齢者グループホーム	—			○（773万円）	—	—	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
㉔ 小規模多機能型居宅介護事業所	○			○（773万円）	—	—	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
㉕ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	○			○（773万円）	—	—	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
㉖ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	—			○（773万円）	—	—	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
㉗ 夜間対応型訪問介護ステーション	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
㉘ 介護予防拠点	—			○（773万円）	—	—	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
㉙ 地域包括支援センター	—			○（773万円）	—	—	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
㉚ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	○（※6）			○（773万円）	—	—	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
㉛ 緊急ショートステイ	—			○（773万円）	—	—	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
㉜ 施設内保育施設	—	○（773万円）	—	—	—	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

※1 1,000㎡未満の施設が対象。また、別途、ポンプユニットは上限244万円/施設（スプリンクラー整備に伴うものに限り）、自動火災通報装置は108万円/施設（300㎡未満）、火災報知設備は32.5万円が上限/施設（500㎡未満）がある。
 ※2 定員規模に関わらない。
 ※3 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着型通所介護事業所は定員18人以下。
 ※4 宿泊を伴うものうち、都道府県知事が特に必要認めた場合に限る。
 ※5 宿泊を伴うものうち、市町村長が特に必要認めた場合に限る。
 ※6 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特に必要と認めた施設を含む。

	スプリンクラー設備等整備	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業等）	高齢者施設等の水害対策強化事業	耐震化整備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備	給水設備整備	ブロック塀等改修整備	介護施設等の防災設備の取組事業	
	既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業等）	高齢者施設等の水害対策強化事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（耐震化等）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（大規模修繕等）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（非常用自家発電設備整備等）	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等の安全対策強化事業	高齢者施設等における防災設備の設置に係る経費支援事業	
	補助率：定額	補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4		補助率：定額	補助率：定額	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4	補助率：定額	
	補助上限：9,710円/㎡（※1） 補助下限：なし	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助上限：なし 補助下限：総事業費60万円/施設	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設（ただし、非常用自家発電設備整備はなし）		補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、燃料タンクを除く）	補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、定員29人以下の地域密着型・小規模施設等はない）	補助上限：なし 補助下限：なし	補助上限：4,000円/㎡ 補助下限：なし	
補助対象事業	スプリンクラー設備等の整備（従来のうち厚労省3～5の人員が予算上を定める場合等、「建物が耐震化が困難な場合等として入居させるもの」に該当することが今後予想される施設を指す）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業等）	高齢者施設等の水害対策強化事業	耐震化整備（耐震診断の結果等が認められる場合と市町村が認めたもの）	非常用の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等（補助対象内には「耐震 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取組」について）の取組	非常用の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等（緊急応用の自家発電設備の整備に係る）	非常用自家発電設備整備（燃料タンクも含む）（緊急応用の自家発電設備の整備）	給水設備整備（使途・地下未利用のための設備）	ブロック塀改修整備（安全対策の確保、充た、換気や風さ、排気等に関する設備があるブロック塀等の整備、ブロック塀の全面改修等については「国3」社会福祉施設等のブロック塀等安全点検について）を参照）	傾斜スロウの高低差等の取組等について、施設の構造や立地等により、十分な取組が行えない場合、補助対象外として補助が実施されないものを行うこととする（補助対象を削減するもの）
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）	第2の2のイ、第3の2のイ	第2の2のイ	第3の2のウ		第2の2のイ		第3の2のイ	第2の2のイ、第3の2のウ	第2の2のイ、第3の2のウ	
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（案）	5（1）	5（1）	5（2）		5（1）		5（2）	5（2）	5（1）	
対象経費	先導的事業設計計画に基づく事業の経費（施設の新築と一体的に整備されるものであって、地方生（支）民局が必要と認めた整備を含む。）と必要な工事費又は工事費内及び工事費外（工事施工のための建設に必要な経費に必要となる経費は、施設整備に付く工事費内、消費税を含む。）を含む。）をいい、その額は、工事費又は工事費内の2、6％に相当する額を限度とする。ただし、他の施設（補助）と併せて補助対象とする経費を除く。工事費又は工事費内とは、これらと同様に定められる経費、労務費及び支出と認められる経費を指す。									
留意事項	共通	<p>ア 同一施設について、補助対象事業が重複する場合は、それぞれの事業を区別し、区別も区分けすること。その際、各事業の補助部分が重複しないよう留意すること。</p> <p>イ 本事業は施設・事業所ごとに行われる。都道府県（一つの建築物の中に複数の補助対象事業等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象施設・事業所ごとに経費の発生と支出を求め、経費の発生と支出を別々に把握し、経費の発生と支出を別々に把握し、経費の発生と支出を別々に把握することにより、補助対象事業ごとに経費の発生と支出を別々に把握することとする。</p> <p>ウ 過去に「当該施設以外の」補助金等の交付を受けておらず、又は助金の使途について、調査等（取り調べ、調査等）を行う場合、「厚生労働所管一般設計補助金等に係る経費等について」（平成20年7月17日経産417001号厚生労働省経産局長通知）に基づき、手続きに違反のないよう留意すること。</p> <p>エ 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。</p> <p>オ 協議の状況に応じて一定期間経過するため、早くしなやかな国家生活の実現を図るための取組・取組に関する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域づくりに関する事業は、「先導的事業設計計画（国策1）」及び「国策1第一編（国策2）」の「国土強靱化地域づくりに関する」の取組をすること（ブロックチェーンの取組）。</p>								
	各事業分	<p>ア 既存の小規模高齢者施設のスプリンクラー設備等整備事業を実施するにあたり、市町村による支援であることから、その補助対象施設については経費に発生する必要があるため、「国策4」スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象施設の新設事業について」をよく確認すること。</p> <p>イ また、協議において、高齢者施設・高齢者施設の建築物の各部分の設備が確認できる事業、その他の必要な設備等の付するものとして、「国策1」の「必要な設備」として交付する「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象施設整備事業」に該当するものとする。</p>	<p>ア 既存の耐震又は工事施工の範囲に該当したもの</p> <p>イ 設計の不備又は工事施工の範囲に該当したもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として交付と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置、修繕に関するものを含む事業</p>	<p>ア 既存の耐震又は工事施工の範囲に該当したもの</p> <p>イ 設計の不備又は工事施工の範囲に該当したもの</p> <p>ウ 対象施設以外の用途に使用するためのもの</p> <p>エ 建築基準法等の法令等違反による状態を改善することを目的としたもの</p> <p>オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>カ その他、整備事業として交付と認められないもの</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の範囲に該当したもの</p> <p>イ 設計の不備又は工事施工の範囲に該当したもの</p> <p>ウ 対象施設以外の用途に使用するためのもの</p> <p>エ 建築基準法等の法令等違反による状態を改善することを目的としたもの</p> <p>オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>カ その他、整備事業として交付と認められないもの</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の範囲に該当したもの</p> <p>イ 対象施設以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として交付と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置、修繕に関するものを含む事業</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の範囲に該当したもの</p> <p>イ 対象施設以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として交付と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置、修繕に関するものを含む事業</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の範囲に該当したもの</p> <p>イ 対象施設以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として交付と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置、修繕に関するものを含む事業</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の範囲に該当したもの</p> <p>イ 対象施設以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として交付と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置、修繕に関するものを含む事業</p>	<p>ア 設計の不備又は工事施工の範囲に該当したもの</p> <p>イ 対象施設以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>エ その他、整備事業として交付と認められないもの</p> <p>オ 燃料費等、設備の設置、修繕に関するものを含む事業</p>
提出が必要な添付資料	<p>下記の経費を添付すること。</p> <p>ア 申請書（申請書様式は市町村（協議等）の取組）</p> <p>イ 工事費発生等の取組事業等の取組</p>									
補助（協議）の流れ	<p>協議の流れ</p> <p>① 協議の流れ</p> <p>② 協議の流れ</p> <p>③ 協議の流れ</p> <p>④ 協議の流れ</p> <p>⑤ 協議の流れ</p> <p>⑥ 協議の流れ</p> <p>⑦ 協議の流れ</p> <p>⑧ 協議の流れ</p> <p>⑨ 協議の流れ</p> <p>⑩ 協議の流れ</p> <p>⑪ 協議の流れ</p> <p>⑫ 協議の流れ</p> <p>⑬ 協議の流れ</p> <p>⑭ 協議の流れ</p> <p>⑮ 協議の流れ</p> <p>⑯ 協議の流れ</p> <p>⑰ 協議の流れ</p> <p>⑱ 協議の流れ</p> <p>⑲ 協議の流れ</p> <p>⑳ 協議の流れ</p> <p>㉑ 協議の流れ</p> <p>㉒ 協議の流れ</p> <p>㉓ 協議の流れ</p> <p>㉔ 協議の流れ</p> <p>㉕ 協議の流れ</p> <p>㉖ 協議の流れ</p> <p>㉗ 協議の流れ</p> <p>㉘ 協議の流れ</p> <p>㉙ 協議の流れ</p> <p>㉚ 協議の流れ</p> <p>㉛ 協議の流れ</p> <p>㉜ 協議の流れ</p> <p>㉝ 協議の流れ</p> <p>㉞ 協議の流れ</p> <p>㉟ 協議の流れ</p> <p>㊱ 協議の流れ</p> <p>㊲ 協議の流れ</p> <p>㊳ 協議の流れ</p> <p>㊴ 協議の流れ</p> <p>㊵ 協議の流れ</p> <p>㊶ 協議の流れ</p> <p>㊷ 協議の流れ</p> <p>㊸ 協議の流れ</p> <p>㊹ 協議の流れ</p> <p>㊺ 協議の流れ</p> <p>㊻ 協議の流れ</p> <p>㊼ 協議の流れ</p> <p>㊽ 協議の流れ</p> <p>㊾ 協議の流れ</p> <p>㊿ 協議の流れ</p>									